

# おうみの里ほたる 運営規程

## (目的)

第1条 株式会社まごころが運営する小規模多機能型居宅介護事業所おうみの里ほたる（以下「当事業所」という。）が実施する小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の職員が要支援者・要介護者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 当事業所の職員は、要支援者・要介護者となった利用者が、可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復や、要支援者・要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

2 本事業の実施にあたっては、守山市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 上記の他、関係法令、省令、告示の主旨並びに市が実施する事業の内容に沿った運営を図る。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 おうみの里ほたる (2) 所在地 滋賀県守山市播磨田町3058番地

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当事業所に勤務する職員は管理者、介護支援専門員、看護職員、介護職員とし、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し法令の範囲内において兼務及び非常勤を含むものとする。

|             |      |   |
|-------------|------|---|
| (1) 管理者     | 1名   | 管理者は、事業を代表し業務の総括にあたる。   |
| (2) 介護支援専門員 | 1名   | 介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という。）の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等の他関係機関との連絡、調整を行う。 |
| (3) 看護職員    | 1名以上 | 利用者の健康状態を把握するとともに、利用者の主治の医師等の関係医療機関との連携を行う。   |
| (4) 介護職員    | 6名以上 | 介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び日常生活上の世話、支援を行う。   |

## (営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休  
(2) 営業時間 通いサービスは基本時間8時から21時まで、宿泊サービスは21時から8時まで、訪問サービスは24時間。

但し、緊急時及び必要時においては、基本時間に捉われることなく、柔軟に「通い」及び「宿泊」サービスを提供する。

## (利用定員)

第6条 当事業所の登録定員は29名とする。

2 1日の通いサービスの利用定員は15名とする。  
3 1日の宿泊サービスの利用定員は8名とする。

## (小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。但し詳細は別に定める重要な事項説明書による。

1 小規模多機能型居宅介護計画の作成  
2 通いサービス及び宿泊サービス  
当事業所において、健康状態の把握、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供する。  
3 訪問サービス  
利用者の居宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話、支援を提供する。

## 4 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

## (小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料)

第8条 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 次に掲げる各号については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

①宿泊費 1泊3,500円 ②食費 朝食400円 昼食600円 おやつ200円 夕食650円  
③ガーゼ等保健衛生材料費 実費 ④特別なレクリエーション 実費 ⑤洗濯200円・クリーニング代 実費  
⑥紙おむつ代 実費

前各号に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、別に定める重要な事項説明書等に費用を規定し、事前に利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

## (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、守山市とする。

## (サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者及びその家族は、当事業所の小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、主治の医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるものとし、又別に定める重要な事項説明書のサービス利用にあたっての規定を留意するものとする。

## (虐待防止に関する取組)

第11条 当事業所は利用者に対する虐待を防止するため、職員に対し定期的な研修を実施するとともに虐待の早期発見および適切な対応ができる体制を整える。  
2 虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村および関係機関に報告・相談し適切な対応を行う。  
3 事業所内に虐待防止委員会を設置し、年に1回以上の検討を行う。

## (緊急時等における対応方法)

第12条 職員は小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

## (非常災害対策)

第13条 小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。  
2 非常災害に備え、防災計画を策定するとともに、地域、町内会等の防災訓練及び協力各機関との連携調整の上避難訓練を行う。

## (秘密の保持)

第14条 職員は、在職中及び退職後においても業務上知り得た秘密を保持する。

## (運営推進会議)

第15条 当事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

## (その他運営に関する留意事項)

第16条 本事業の社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要な事項は当事業所が別に定める。

(附則) この規程は、令和6年6月1日施行、令和7年7月1日から一部変更、施行する。